

嬉野市庁舎建設基本計画策定業務プロポーザル評価要領

嬉野市庁舎建設基本計画策定業務プロポーザル評価要領（以下「本評価要領」という。）は、本プロポーザルにおける審査の評価方法について記載したものであり、嬉野市庁舎建設基本計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、本評価要領に基づき評価を行い、受託候補者及び次点候補者を選定するものである。

1 評価方法

本評価方法は、選定委員会委員が評価項目ごとに評価を行い、参考見積書の評価点を加えた総合評価点が最も高い者を受託候補者として選定し、次に高い者を次点候補者として選定する。

ただし、総合評価点が最も高い提案者が複数いる場合は、テーマ別業務提案内容の評価点が高い者を受託候補者とする。また、総合評価点の合計が最も高い者であっても最低基準点（総合評価点の6割である306点）に満たない場合は、受託候補者として選定しないものとする。

なお、提案者が1者の場合であっても、業務提案書等の審査を実施し、総合評価点が最低基準点を満たしていると判断した場合は、受託候補者として選定する。

2 評価項目と評価点の配点

評価点は、各委員100点満点とし、評価項目及び評価点の配点は、次のとおりとする。

評価項目		配点/委員		評価点（委員5名）
業務実施方針と体制、工程表の妥当性、実現性、的確性		15点		75点
テーマ別企画提案	テーマ①	25点	75点	375点
	テーマ②	25点		
	テーマ③	25点		
ヒアリング内容		10点		50点
計		100点		500点

参考見積書の評価点は10点満点とし、委員評価の合計評価点（500点満点）に参考見積書の評価点を加えて総合評価点とする。総合評価点の配点は次とする。

評価項目	配点/委員	評価点
各委員評点	100点	500点 (100点×5委員)
参考見積書		<u>10点</u>
総合評価点		<u>510点</u>

3 評価項目ごとの評価判断基準と各委員の評価

(1) 業務の実施方針・実施体制・工程表

評点は15点満点とし、次の判断基準①から③の項目ごとに5段階評価で評点を算出し、各評点の合計により評価点を算出する。

評価項目	判断基準	判断基準ごとの評価	
業務実施方針と体制、工程表の妥当性、実現性、的確性	①業務を実施する上での方向性や課題把握の的確性 ②類似する業務実績による経験と知識の的確性 ③配慮すべき事項に対応できる工程の妥当性と実現性	特に優れている	5
		優れている	4
		普通	3
		やや劣る	2
		劣る	1

(2) テーマ別企画提案

テーマに対する提案の評価点は、3つのテーマごとに評価点を算出する。評点は、1テーマ当たり25点満点とし、次の判断基準の項目ごとに5段階評価で評点を算出する。各テーマへの配点は25点とし、次の判断基準①から⑤の項目ごとに5段階評価で評点を算出し、各評点の合計によりテーマごとの評点を算出する。

評価項目	判断基準	判断基準ごとの評価	
テーマの理解度 テーマに対する提案の的確性、独創性、実現性など	設定したテーマごとの提案に対して ①テーマを理解しているか（理解度） ②課題把握が的確か（的確性） ③新たな取組やアイデアであるか（独創性） ④提案内容に説得力があり、実現可能な内容か（実現性） ⑤スケジュール・コストに配慮した提案内容となっているか（品質）	特に優れている	5
		優れている	4
		普通	3
		やや劣る	2
		劣る	1

(3) ヒアリング内容

ヒアリング内容の評点は10点満点とし、次の判断基準①に5段階評価で評点を算出する。

評価項目	判断基準	判断基準ごとの評価	
取り組み意欲	①プレゼンテーション内容、ヒアリングの対応で取り組み姿勢、意欲が伺えるか	特に優れている	10
		優れている	8
		普通	6
		やや劣る	4
		劣る	2

(4) 参考見積書

参考見積書の評価点は10点満点とし、以下の算式により算出する。ただし、全提案者の参考見積額の平均値から50%以上乖離している場合は、0点とする。なお、評価点は、小数点第一位を切り捨てる。

【算定式】 全提案者中の最低見積額／当該事業者の見積額×10点

以上